

昭和三十八年総理府令第二号

特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法施行規則
特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法第二条の規定に基づき、並びに特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

(あつせんの申請手続)

第一条 特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法（昭和三十六年法律第百九十九号。以下「法」という。）第二条の規定による申請は、法第一条に規定する特殊海事損害に係る事故（以下第四条において「事故」という。）の発生の日から起算して六月以内に、別記様式第一号による特殊海事損害賠償請求あつせん申請書によりしなければならない。

(訴訟費用立替申請書等)

第二条 特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法施行令（昭和三十七年政令第六十二号。以下「令」という。）第一条の申請は、令第二条第一項各号に掲げる費用の立替えを受けようとする者にあつては別記様式第二号による訴訟費用立替申請書により、同条第二項各号に掲げる事項の援助を受けようとする者にあつては別記様式第三号による訴訟事務援助申請書によりしなければならない。

(償還金支払猶予申請書等)

第三条 令第四条の申請は、償還金の支払の猶予を受けようとする者にあつては別記様式第四号による償還金支払猶予申請書により、立替金の償還の免除を受けようとする者にあつては別記様式第五号による立替金償還免除申請書によりしなければならない。

(申請の経由)

第四条 前三条の申請は、事故の発生地を管轄する地方防衛局長（当該発生地が東海防衛支局の管轄区域内にある場合にあつては、東海防衛支局長）を経由して防衛大臣にしなければならない。

附 則

抄

1 この府令は、公布の日から施行し、昭和三十七年三月二十三日から適用する。

附 則 (昭和四五年九月一〇日総理府令第三一号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六〇年一〇月一九日総理府令第三九号) 抄

(施行期日)
第一条 この府令は、昭和六十年十一月一日から施行する。

(处分等に関する経過措置)

第十一条 この府令の施行前に名古屋防衛施設局長が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした処分又は契約その他の行為（以下「处分等」という。）は、名古屋防衛施設支局長がした处分等とみなす、この府令の施行前に名古屋防衛施設局長に対しても申請、報告その他の行為（以下「申請等」という。）は、名古屋防衛施設支局長に対しても申請等とみなす。

附 則 (平成元年六月一日総理府令第四〇号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年八月二〇日防衛省令第九号)

この省令は、防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十号）の施行の日（平成十九年九月一日）から施行する。

附 則 (令和元年五月二二日防衛省令第二号)

(施行期日)
1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の様式を使用するに当たつては、必要に応じ、各様式中「令和」とあるのは「平成」とする修正を加えたものを使用することができる。

附 則 (令和三年一月二九日防衛省令第一号)

(施行期日)
1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

(別記)

(別記)

様式第1号 (第1条関係)

特殊海事損害賠償請求あつせん申請書

令和 年 月 日

防衛大臣 殿

(防衛局長 (東海防衛支局長) 経由)

申請者 住所

職業又は営業の種類

氏名又は名称

下記の特殊海事損害について、特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法
第2条の規定による特殊海事損害の賠償の請求に関するあつせんを申請する。

記

1. 特殊海事損害の内容

- (1) 事故発生日時：令和 年 月 日 時 分ごろ
- (2) 事故発生場所：
- (3) アメリカ合衆国側当事者：
- (4) 損害を被った財産の種別：
- (5) 損害を被った船舶のトン数：
- (6) 損害を被った財産の権利関係：
- (7) 損害額：¥

内訳

- (8) 損害発生経緯：

2. 損害を被った財産についての損害保険契約の有無

有	保険の目的	保険者名	保険金額
無			

3. 損害のてんぽについて既に他から支給を受けた金額：¥

内訳 名称	金額	円
-------	----	---

4. アメリカ合衆国に対する請求額：

内訳

5. 損害を被ったことについての証人

証人の住所及び氏名

6. その他参考となる事項

7. 添付書類

- (1) アメリカ合衆国に対する請求書の写し
- (2) 損害を被ったことについての関係官公署その他の者の証明書
- (3) その他参考となる書類

様式第2号 (第2条関係)

訴訟費用立替申請書

令和 年 月 日

防衛大臣 殿

(防衛局長(東海防衛支局長)経由)

申請者 住所

職業又は営業の種類

氏名又は名称

下記のとおり特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法第4条第1項の規定による訴訟に関する費用の立替えを申請する。

記

1. 事故発生日時：令和 年 月 日 時 分ごろ

2. 事故発生場所：

3. アメリカ合衆国側当事者：

4. 特殊海事損害の賠償の請求に関するあつせんの経過

(1) 特殊海事損害賠償請求あつせん申請書の提出年月日：

(2) 特殊海事損害の賠償の請求に関するあつせん打切りの通知の文書年月日：
文書番号：

5. アメリカ合衆国に対する訴訟

(1) 訴訟提起年月日：

(2) 訴訟提起アメリカ合衆国裁判所名：

(3) 依頼弁護士住所氏名又は
弁護士法人所在地名称：

(4) アメリカ合衆国に対する請求額：

6. 5. の訴訟に関する費用の立替えを受けることを必要とする理由：

7. 立替えを受けようとする金額：¥ 訴訟に関する費用の額(概算)：¥
内訳

8. 立替えを受ける条件

(1) 立替金の使途の制限

立替金を5. の訴訟に関する費用で特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法施行令第2条第1項各号に掲げるもの以外には使用しないこと。

(2) 訴訟の取下げの承認

5. の訴訟を取り下げるときは防衛大臣の承認を得ること。

(3) 償還期限

立替金は、5. の訴訟が終了したときは、国が指定する日までに償還すること。

(4) 延滞金

償還期限の翌日から納付の日までの期間に応じて、年 パーセントの割合で延滞金を支払うこと。

(5) 帳簿の整備

立替金の支出について明らかにした帳簿を整えること。

(6) 業務等の状況調査等

国は、立替金に係る債権の保全上必要があると認めるときは、申請者に対してその業務又は資産の状況に関して、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができるこ

と。

(7) 訴訟の進行状況等の報告

5. の訴訟について、その進行状況、終了の日及び終了の態様並びにアメリカ合衆国から訴訟に関する費用に相当する費用の給付を受けることができるとときはその給付額及び給付時期を、防衛大臣の定めるところにより国に報告すること。

(8) 立替決定金額の変更

国は、必要があるときは、立替決定金額のうち、まだ立替えをしていない金額を変更することができる。

(9) 立替金の償還等

国は、次に掲げる場合には、直ちに、立替金を償還させ、及びその後の立替えをしないことができる。

イ (1)及び(5)から(7)までの条件に従わないとき。

ロ 申請者が立替金を受領した日から起算して6月目の日と特殊海事損害の発生した日から起算して2年目の日のいずれか早い日前に5. の訴訟を提起しないとき。

ハ 5. の訴訟を誠実に遂行しないとき。

ニ 立替えの決定通知の際、国が付した条件に従わないとき。

(10) 加算金

(9)により、直ちに、立替金を償還させられたときは、その立替金の受領の日の翌日から償還する日までの期間に応じ、当該立替金の額（その一部を償還した場合における当該償還の日の翌日以後の期間については、その額から既に償還した額を控除した額）に対し年 パーセントの割合で加算金を支払うこと。

(11) 担保

国の求めに応じて担保を提供すること。

(12) その他防衛大臣が定める条件

様式第3号（第2条関係）

訴訟事務援助申請書

令和 年 月 日

防衛大臣 殿

(防衛局長(東海防衛支局長)経由)

申請者 住所

職業又は営業の種類

氏名又は名称

下記のとおり特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法第4条第1項の規定による訴訟に関する費用の立替え以外の援助を申請する。

記

1. 事故発生日時：令和 年 月 日 時 分ごろ
2. 事故発生場所：
3. アメリカ合衆国側当事者：
4. 特殊海事損害の賠償の請求に関するあつせんの経過
 - (1) 特殊海事損害賠償請求あつせん申請書の提出年月日：
 - (2) 特殊海事損害の賠償の請求に関するあつせん打切りの通知の文書年月日：
文書番号：
5. アメリカ合衆国に対する訴訟
 - (1) 訴訟提起年月日：
 - (2) 訴訟提起アメリカ合衆国裁判所名：
 - (3) 依頼弁護士住所氏名又は
弁護士法人所在地名称：
 - (4) アメリカ合衆国に対する請求額：
6. 訴訟事務の援助を受けようとする内容：
7. 援助を受ける条件
 - (1) 報告
 5. の訴訟について、その進行状況、終了の日及び終了の態様を防衛大臣の定めるところにより国に報告すること。
 - (2) 援助の打切り
国は、次に掲げる場合には、援助を打ち切ることができること。
イ (1)の条件に従わないとき。
ロ 5. の訴訟を誠実に遂行しないとき。
ハ 特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法第4条第1項の規定による訴訟に関する費用の立替えを受けた場合において、その立替金を、直ちに、償還させられ、又はその後の立替えを打ち切られたとき。
 - ニ 訴訟事務の援助の決定通知の際、国が付した条件に従わないとき。
- (3) その他防衛大臣が定める条件

様式第4号（第3条関係）

償還金支払猶予申請書

令和 年 月 日

防衛大臣 殿

(防衛局長(東海防衛支局長)経由)

債務者 住所

職業又は営業の種類

氏名又は名称

特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法第4条第1項の規定により立替えを受けた訴訟に関する費用の償還金について、下記のとおりその支払の猶予を申請する。

記

1. 儻還金の概要

(1) 立替えを受けた金額：¥

立替えの決定通知の文書年月日： 文書番号：

支払期限：

(2) 立替えを受けた金額に係る延滞金又は加算金の額：¥

(3) 上記(1)及び(2)の金額のうち、既に支払った金額：¥

支払日 支払済額

年 月 日

円

年 月 日

円

(4) 上記(1)及び(2)の金額のうち、これから支払うべき金額：¥

2. 支払の猶予を受けようとする金額：¥

3. 支払の猶予を受けようとする理由：

4. 支払の猶予を受ける条件

(1) 支払の猶予を受けた後における支払期限

支払期限 支払期限ごとに支払うべき金額

年 月 日

円

年 月 日

円

(2) 延滞金

支払期限の翌日から納付の日までの期間に応じて、年 パーセントの割合で延滞金を支払うこと。

(3) 担保

イ 担保物件の種類、数量、金額及び物件の所在その他担保の状況

ロ 保証人の住所、氏名又は名称、職業又は営業の種類、保証金額及び保証人の資産の状況その他保証に関する必要な事項

(4) 担保の提供及び債務名義の取得

国が指示するところに従い、担保の提供又は債務名義の作成に関する必要な措置に応ずるとともに、これらの措置を探るために必要な費用を負担すること。

(5) 業務等の状況調査等

国は、この債権の保全上必要があると認めるときは、債務者に対してその業務又は資産の状況について、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができること。

(6) 支払期限の繰上げ

国は、次に掲げる場合には、この債権の全部又は一部について延長された支払期限を繰り上げることができること。

イ 国において、債務者が国の不利益にその財産を隠し、損ない、若しくは処分したと認めるとき、若しくはこれらのおそれがあると認めるととき、又は虚偽に債務を負担する行為をしたと認めるとき。

ロ 債務者が分割された償還金額についての支払を怠ったとき。

ハ 債務者に次の理由が生じたとき。

(イ) 強制執行を受けたこと。

(ロ) 租税その他の公課について滞納処分を受けたこと。

(ハ) その財産について競売の開始があつたこと。

(ニ) 破産の宣告を受けたこと。

(ホ) 解散したこと。

(ヘ) 債務者について相続の開始があつた場合において相続人が限定承認をしたこと。

(ト) 上記(ニ)から(ヘ)までに掲げる場合のほか、債務者の総財産についての精算が開始されたこと。

ニ 支払の猶予の決定通知の際、国が附した条件に従わないとき。

ホ その他国において、債務者の資力の状況その他の事情の変更により当該支払の猶予に係る支払期限によることが不適当となつたと認めるとき。

(7) 増担保の提供等

国において、担保の価額が減少し、又は保証人を不適當とする事情が生じたと認めるときは、債務者は、国の請求に応じて増担保の提供又は保証人の変更その他担保の変更をしなければならないこと。

(8) 国において、債務者の資力の状況その他の事情の変更により必要があると認めて債務者に対し、担保を提供する旨の請求をしたときは、その請求するところに従つて担保を提供しなければならないこと。

(9) その他防衛大臣が定める条件

様式第5号（第3条関係）

立替金償還免除申請書

令和 年 月 日

防衛大臣 殿

(防衛局長（東海防衛支局長）経由)

債務者 住所

職業又は営業の種類

氏名又は名称

特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法第4条第1項の規定により立替えを受けた訴訟に関する費用の立替金について、下記のとおりその償還の免除を申請する。

記

1. 立替金の概要

(1) 立替えを受けた金額：¥

立替えの決定通知の文書年月日： 文書番号：

償還期限：

(2) 支払の猶予を受けた金額に係る延滞金の額：¥

(3) 上記(1)及び(2)の金額のうち、既に償還した金額：¥

償還日 債還済額

年 月 日 円

年 月 日 円

(4) 上記(1)及び(2)の金額のうち、これから償還すべき金額：¥

2. 債還金の支払の猶予を受けた場合

(1) 支払の猶予を受けた後における支払期限：

(2) 支払の猶予を受けた金額：¥

(3) 支払の猶予の決定通知の文書年月日： 文書番号：

3. 債還の免除を受けようとする金額：¥

4. 債還の免除を受けようとする理由：